

## <補助対象となり得る取組事例>

### (①販路開拓を図る取組)

- ・新たな方法による広告展開（初めて行うチラシ・DM・ホームページ・SNS等）  
※過去に実施したことがある広告展開でも、平成31年1月から補助金の交付決定までの間に実施していないものであれば補助対象事業として審査します。
- ・新商品の広告を主たる目的とした広告事業
- ・新たな販促品の調達、配布
- ・展示会、見本市への出展、商談会への参加
- ・商品PRイベントの実施
- ・販路開拓を目的とする店舗リニューアルに係る改装（単なる修繕、自社施工の場合の原材料費等は除く。）  
※「税金の対象となる不動産の購入・取得」に該当するものは不可（各市町村に確認願います）

### (②生産性向上を図る取組)

- ・適切で円滑な価格転嫁を実現するために行う、商品の付加価値向上に必要な生産設備の購入や顧客満足度の向上に必要な店舗リニューアルに係る改装等（単なる修繕、自社施工の場合の原材料費等は除く）  
※「税金の対象となる不動産の購入・取得」に該当するものは不可（各市町村に確認願います）
- ・従業員の作業導線や整理スペースの確保のための店舗改装
- ・売上管理業務を効率化するための新たなPOSレジソフトウェア購入
- ・接客業務を効率化するための新たなタブレット端末等によるセルフオーダーシステムの導入

### (③新商品・新役務の展開を図る取組)

- ・新商品、新役務の開発
- ・新たな販売方式、役務提供方式等の導入  
※小売業における通販サービスやイトインスペース等の導入、飲食業におけるテイクアウトや宅配サービス等の導入、催事（不特定多数の事業者が出展するもの）への初出展等
- ・新商品を陳列するための陳列棚や冷蔵・冷凍ショーケース等の購入
- ・新商品・新役務の展開を目的とする店舗リニューアルに係る改装（単なる修繕、自社施工の場合の原材料費等は除く）  
※「税金の対象となる不動産の購入・取得」に該当するものは不可（各市町村に確認願います）

### (④売上原価の抑制を図る取組)

- ・在庫管理、配送業務等を効率化するための新たな業務システム等の開発、購入
- ・外部から調達している原材料等を自ら製造するために必要な機械設備等の購入
- ・原材料等を変更するために必要な機械設備等の購入
- ・売上原価の抑制を目的とする店舗リニューアルに係る改装（単なる修繕、自社施工の場合の原材料費等は除く）  
※「税金の対象となる不動産の購入・取得」に該当するものは不可（各市町村に確認願います）

#### (⑤キャッシュレス化・新紙幣対応の取組)

- ・新紙幣対応に必要な機械設備等（自動精算機、券売機等）の購入、更新  
※設備リースにより新紙幣対応を行う場合、補助金の交付決定日以降に新たに契約した設備リースに係る、補助事業期間内に支払いが完了しているリース料については、補助対象経費として申請可能。
- ・新紙幣対応に必要な部品交換（紙幣読取機の交換等）
- ・キャッシュレス決済の導入に必要な機械設備等の購入

#### (⑥人材確保を図る取組)

- ・求人情報の掲載、採用活動の実施（求人広告の掲載、採用ホームページ作成、会社案内・採用パンフレット作成等）
- ・合同企業説明会、就職フェア等への出展・参加
- ・採用力向上を目的とする広報物の作成（採用動画の制作、SNS 広告等）